

市 史跡「武家屋敷河原田家」修理に伴う 公開休止について

【問合せ】文化財課(角館庁舎) ☎(43) 3384

武家屋敷河原田家は、文化財建造物等を活用した地域活性化事業による全面修理を実施します。これに伴い下記期間公開を休止します。

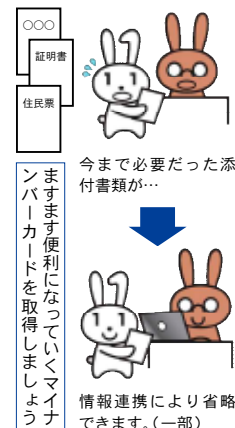
この度の修理工事は、傷みの激しい屋根の修理工事となることから足場の設置を伴い、安全に工事を実施するため公開を休止することになります。関係者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

● 休止期間 / 平成30年3月31日(土)まで

マイナンバー制度による 情報連携が始まります

【問合せ】企画政策課
(田沢湖庁舎) ☎(43) 1112

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で特定個人情報を取り取りすることです。各種手続きの際にマイナンバーを申請書等に記入することで、添付書類(住民票の写し、課税証明書など)が省略できるなど、手続き時の負担が軽減されるようになります。※省略可能な書類については一部となっており、これまでと同様の書類提出をお願いする手続きもあります。各種手



続きに関する必要書類等については各担当部署へお問い合わせください。● 情報連携開始想定日 / 11月13日(月) ※開始日については前後する可能性があります。確定しましたら再度ホームページ・広報等でお知らせします。

飲 用井戸水の水質を 検査しませんか

【問合せ】市民生活課 消費生活係
(角館庁舎) ☎(43) 3308

上水道・簡易水道未整備地区にお住まいの方を対象に、飲用井戸水の水質検査(12項目)を実施します。今年度の実施箇所は20戸を予定していますので、検査をご希望される

方は、お早めに申し込みください。● 申込締切 / 11月21日(火) ● 検査日 / 改めてお知らせします。 ※なお、整備地区内の井戸水は対象としていませんので、あらかじめご了承ください。

災 害に遭われた方へ (確定申告による所得税の全部または一部の軽減)

【問合せ】税務課 市民税係
(田沢湖庁舎) ☎(43) 1117

平成29年の豪雨・台風等により住宅・家財・車両について被害を受けた方は、確定申告により所得税および個人住民税が軽減される場合があります。

平成29年分の確定申告は平成30年2月15日(火)まで(詳しくは平成30年1月号号でお知らせします)する予定とされていますが、災害による税額の軽減を受けるには被災による損失額を算出することが必要です。損失額の算出には時間を要することから、申告会場でお待たせしなくして済むよう、次の日程で損失額の算出について事前に相談を受け付けます。

つきましては、相談をご希望の方はお手数をおかけしますが田沢湖庁舎1階の税務課までお越しください。

● 受付期間 / 11月1日(水)～12月28日(木)まで(土日および祝日は除く)
● 場所 / 仙北市役所田沢湖庁舎 税務課
● 持参いただくもの / ▼ 被災証明書または被災証明書 ▼ 被災した住宅の床面積がわかるもの(固定資産税課税明細書でも構いません) ▼ 原状回復等に要した費用のわかるもの(領収書等) ▼ 保険金等で補填された金額がわかるもの
※詳しくは、下記の別表をご覧ください。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税法の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失
対象となる資産の範囲等	住宅および家財を含む生活に通常必要な資産(棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産※1は対象とはなりません)	住宅および家財(損害金額※2が住宅または家財の価額の2分の1以上であることが必要となります)
控除額の計算または所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の<イ>または<ロ>のうちいずれか多い方の金額です。 <イ>損害金額(※2) - 所得金額の10分の1 <ロ>損害金額(※2)のうち災害関連支出の金額 - 5万円 注:「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額 所得税の軽減額 500万円以下 全額免除 500万円超 750万円以下 2分の1の軽減 750万円超 1,000万円以下 4分の1の軽減
その他の事項	● 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ● 雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間(※3)繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ● 災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます)③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害の止んだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害の止んだ日から3年以内)に支出したものが対象となります(※4)。	● 原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限り適用することができます。 ● この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況および損害金額(※2)を記載する必要があります。 ※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。 ※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。 ※3 東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。 ※4 東日本大震災に関連する①から③までの支出について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害の止んだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情が止んだ日から3年以内に支出したのも対象とみなされます。

【平成29年分による比較例】

所得600万円、夫婦子ども2人の場合で災害による損害がないときの所得税および復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税および復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円・300万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。
注1 子どもは16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合です。
注2 災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しました。
注3 損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	所得税法(雑損控除)適用による所得税および復興特別所得税の額	災害減免法適用による所得税および復興特別所得税の額
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

市 有財産を 公売します

【問合せ】財政課 管財係
(田沢湖庁舎) ☎(43) 1114



住民基本台帳登録されている方
法人：仙北市の入札参加資格者名簿に登録を有する法人
● 入札申し込み / 11月6日(月)～10日(金) 8時30分～17時まで 財政課管財係に必要書類を提出してください(郵送不可)。
※申し込みに必要な書類等は、財政課にお問合せください。

次の物件について、条件付き一般競争入札による公売を行います。
● 公売物件 / 日野レイノボー 定員42人 平成3年式型式U・RR2HJB) ※落札者には現状渡し、また不調や故障の補償等は一切行いません。
● 最低落札価格 / 15万円(税抜き)
※入札保証金・契約保証金免除
● 物件公開の日時および場所 /
11月6日(月)～10日(金) 9時～16時
仙北市田沢湖第2庁舎駐車場内
● 入札方法 / 最低落札価格以上の金額で、最高価格を入札した方と売買契約を締結します。
※最高価格同額が2人以上の場合は、くじ引きで決定。
● 入札参加資格 / 個人：仙北市に

11 月は児童虐待防止 推進月間です

【問合せ】子育て推進課
(西木庁舎) ☎(43) 2280

子育てに不安や悩みがある方、虐待を受けたいと思われる子どもをみつけた方は次の窓口にご相談ください。

- ▼ 子育て推進課 ☎(43) 2280
 - ▼ 南児童相談所 ☎0182(32)0500
 - ▼ 秋田県子ども家庭相談電話 ☎0120(42)4152
- ※ご相談された方の個人情報を守られますので、ご安心ください。
● 児童虐待防止推進月間標語 「いちちはやく知らせる勇気つなぐ声」

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。お住まいの地域の児童相談所につながります。※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。